

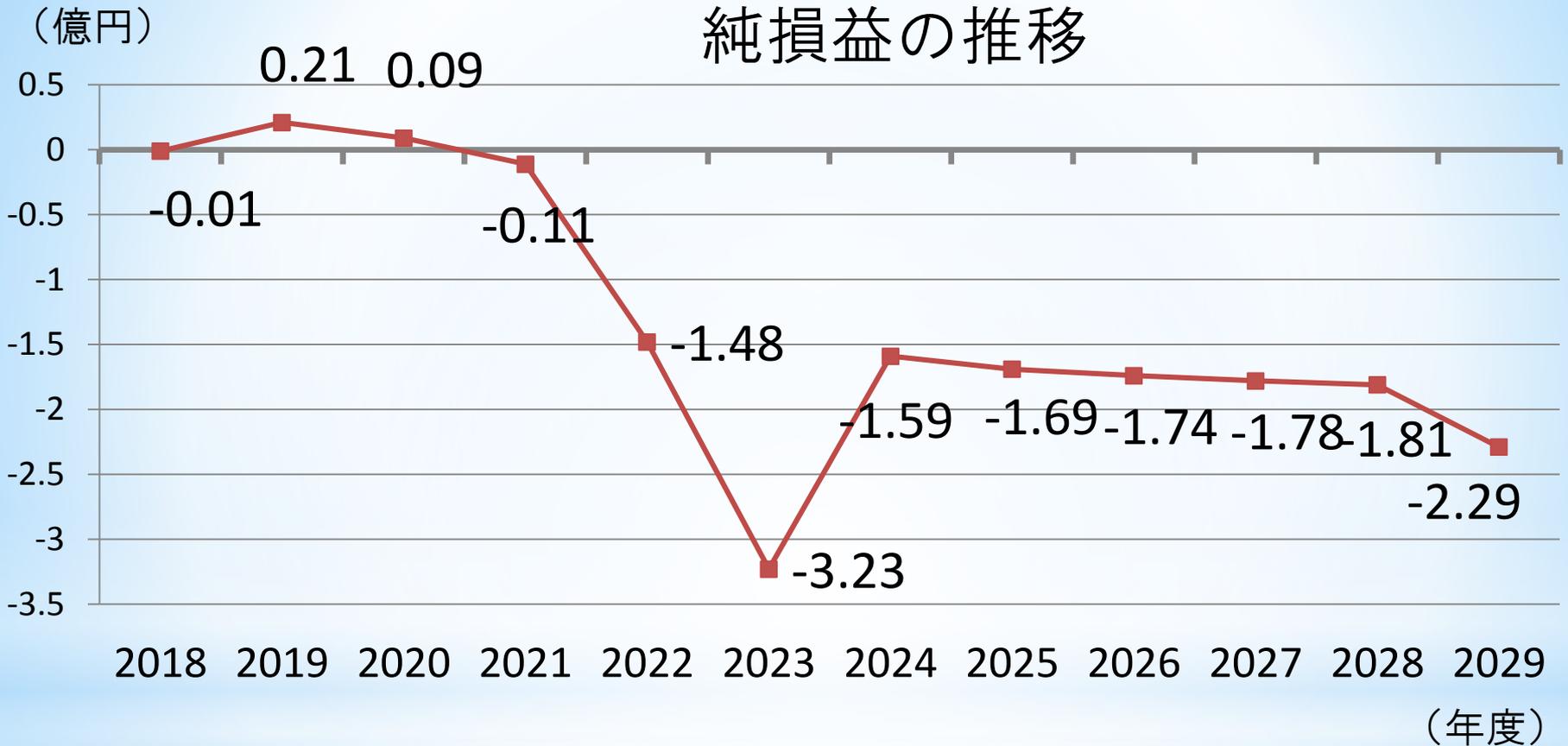
水道料金の改定 について

2018年4月20日、23日、24日



登別市都市整備部水道室

改定の経緯①

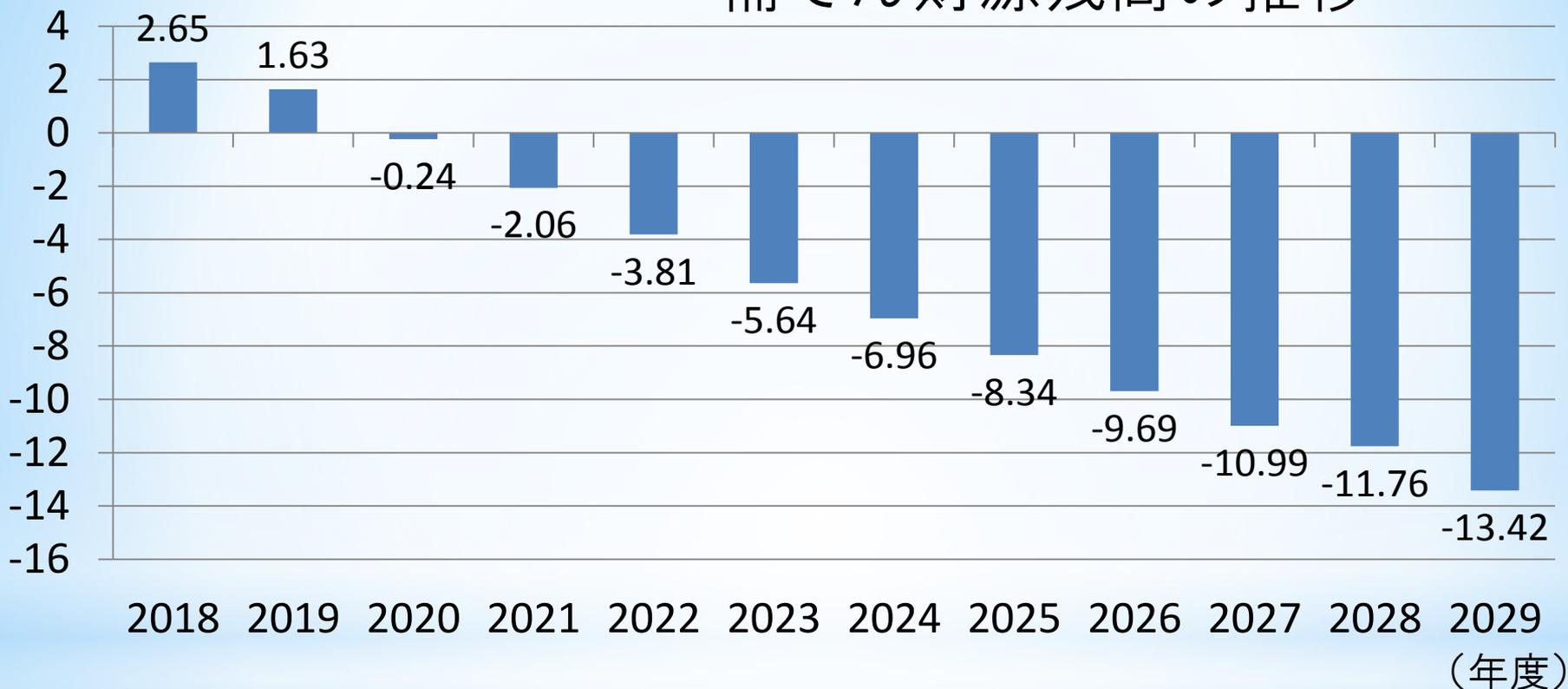


登別市水道事業経営戦略では、
「純損益」は2021年度からマイナスになる。

改定の経緯②

(億円)

補てん財源残高の推移



2020年度から不足し、
2029年度では 13億円を超える不足額となる。

改定の経緯③

このため、

支出の削減や未収金をできるだけ解消する経営努力のみでは、事業運営ができない！



一定のルールの基づき、定期的に**水道料金の改定作業**を行う。

料金改定に関する基本事項

【水道料金の改定周期について】

- ・ 2017年度から改定作業に着手
- ・ 2018年度は周知期間
- ・ 料金算定期間は、4年間
(今改定期は2019年度から2022年度まで)

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1回目	改定作業	周知期間	対象期間							
2回目					改定作業	周知期間	対象期間			

現在の水道料金

【料金体系について】

基本料金

..... 使用水量の有無に関わらず、水道使用者に負担をお願いしている料金
(水道メーター設置費、検針徴収経費等)

計量料金

..... 使用水量に応じて、水道使用者に負担をお願いしている料金
(電気代などの動力費、薬品費等)

現在の水道料金

【現行料金表について】

(税抜)

用途	料金区分	水量	料金
家事用	基本料金 (1月につき)	5m ³	1,150 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	6m ³ ~10m ³	151 (円)
		11m ³ ~25m ³	177 (円)
		26m ³ ~	208 (円)
家事用以外	基本料金 (1月につき)	10m ³	3,000 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~30m ³	186 (円)
		31m ³ ~50m ³	210 (円)
		51m ³ ~100m ³	255 (円)
		101m ³ ~500m ³	283 (円)
		501m ³ ~1,000m ³	286 (円)
		1,001m ³ ~	288 (円)
公衆浴場用	基本料金 (1月につき)	100m ³	4,600 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	101m ³ ~	53 (円)
臨時用	基本料金 (1月につき)	10m ³	3,000 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~	460 (円)
消防用	定額料金	1台1分間につき	127 (円)

【これまでの経緯】

(1) 逦増料金制度を採用

〈理由〉

- ・大口需要者の水使用の抑制
- ・生活用水の低廉化の配慮

(2) 基本水量を5m³とする

〈理由〉

- ・水の使用量に関係なく固定的に要する経費を公平に負担していただくため

現在の水道料金

一人の一日の使用水量は、約183リットル、1か月→約5.5m³

【家事用】1か月あたり(税込)

単身世帯(5m³)

1,242円(基本料金)

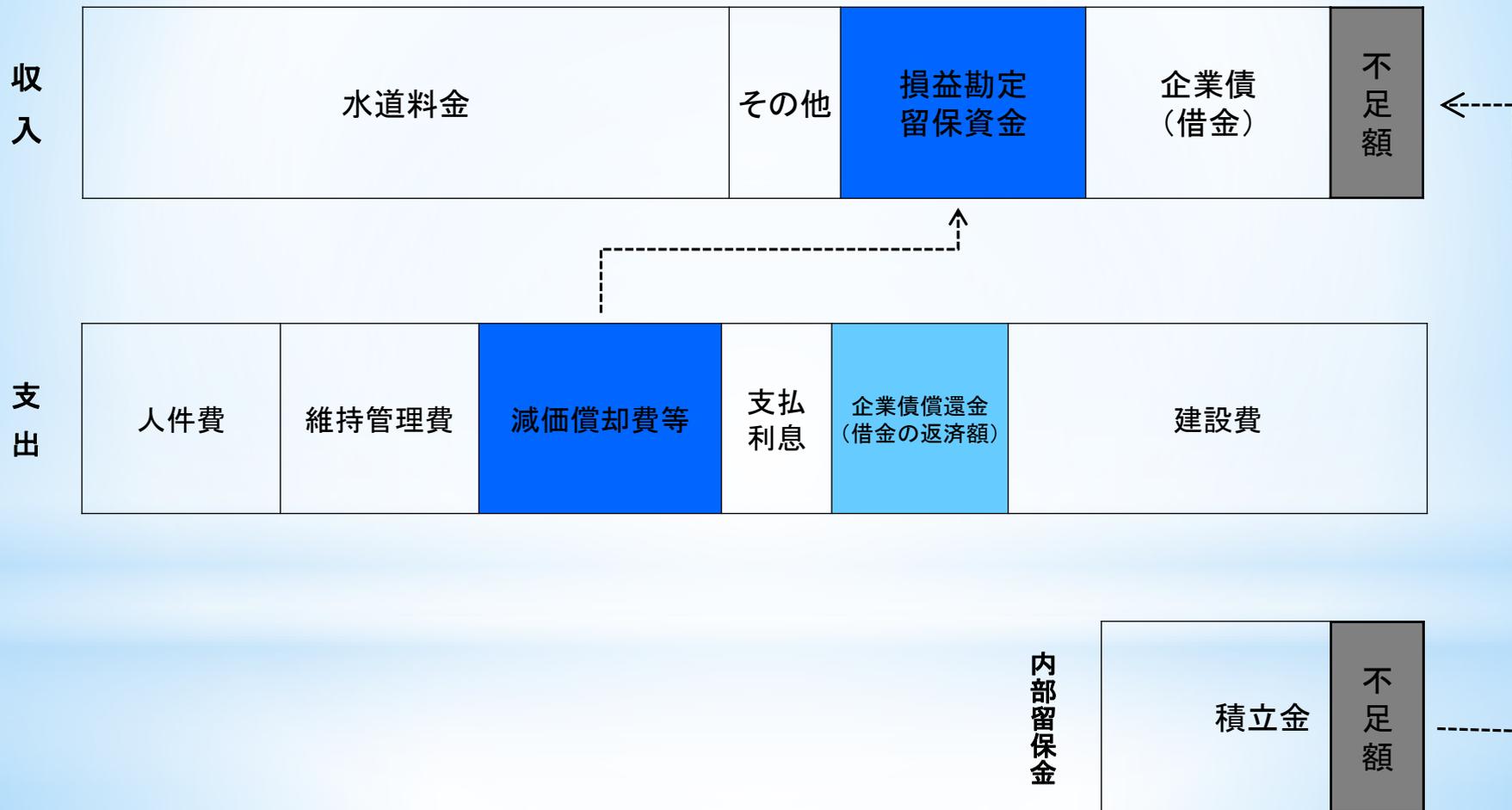
2人世帯(10m³)

2,057円

4人世帯(20m³)

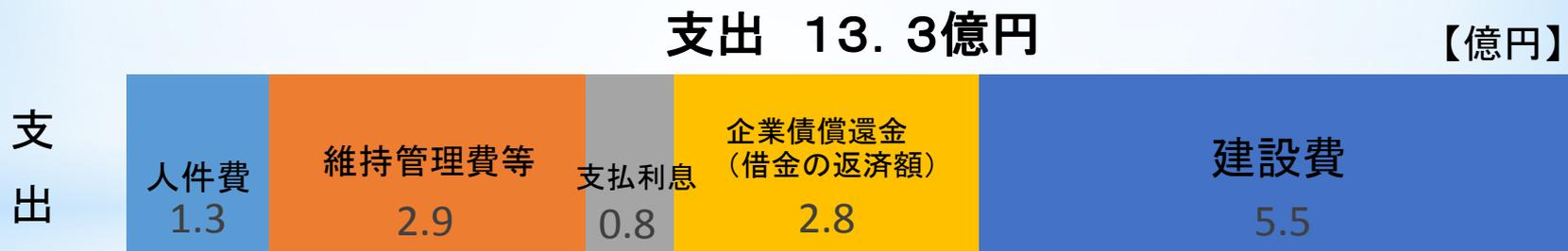
3,969円

水道事業の会計状況



水道事業の会計状況

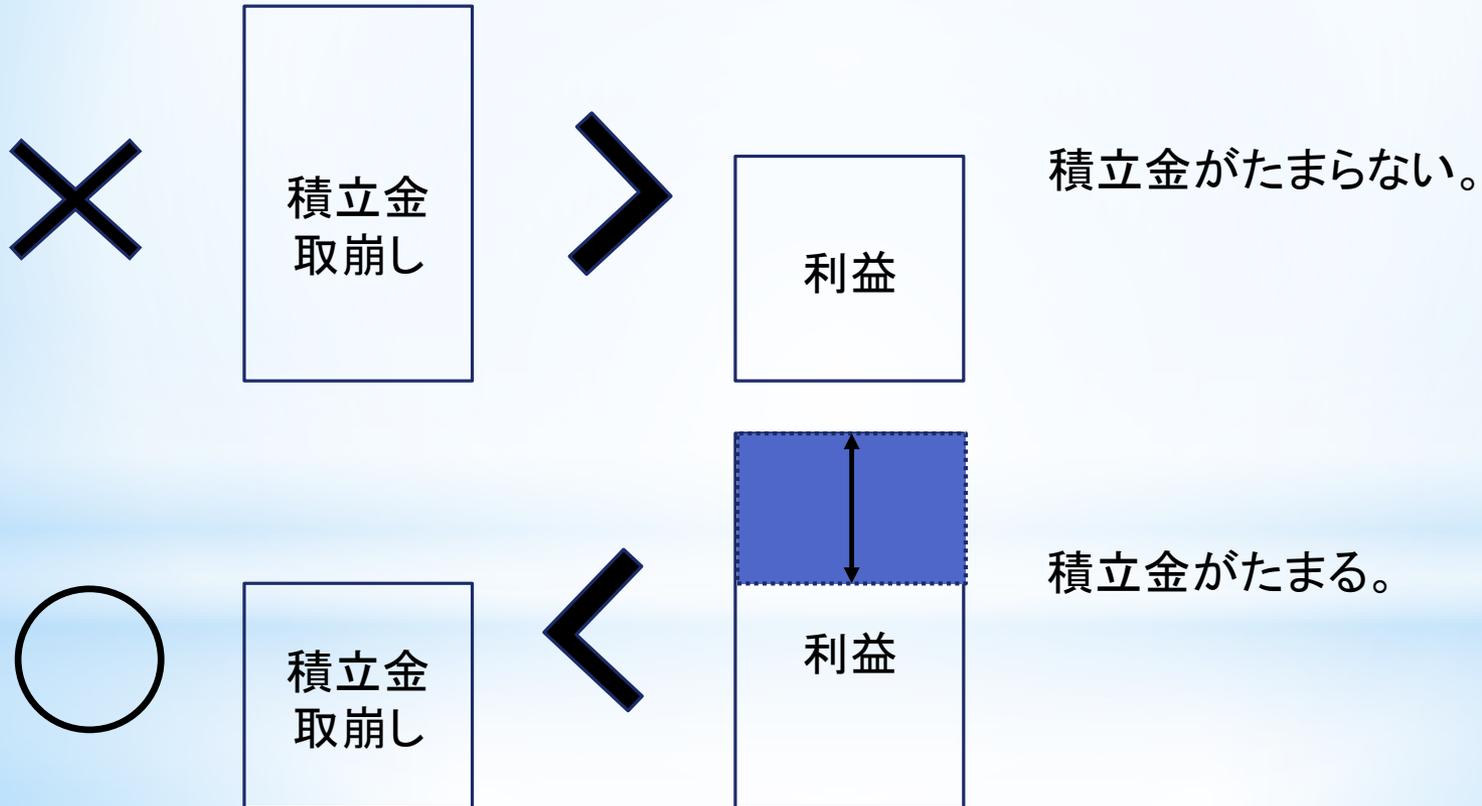
【2018年度予算状況(現金のみ)】



不足額は1.1億円

会計状況

【積立金をためるには】



水道料金の算定方法①

【積立金をためる算定】

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$$

・対象資産とは・・・償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高

具体的には、次の費用である。

- ① 企業債償還金（借金の返済金）
- ② 施設の建設、改良、再構築に要する費用（積立金）
- ③ 工費増加額（物価上昇分）

水道料金の算定方法②

【当市の方針】

企業債償還金(借金の返済金)を
賄えるように算定する

※ ②減価償却等不足分や③物価上昇分については、将来の更新を見据える必要はあるものの、現利用者に多くの負担を求めることになるため、資産維持費には含めないこととする。

料金改定率の設定について①

借金の返済金を確保
する場合

水道料金算定要領の
場合

料金改定率を算出すると、
47.19%

料金改定率を算出すると、
38.14%

水道利用者への影響が非常に大きい

料金改定率の設定について②

借金の返済額の半分を確保できるように

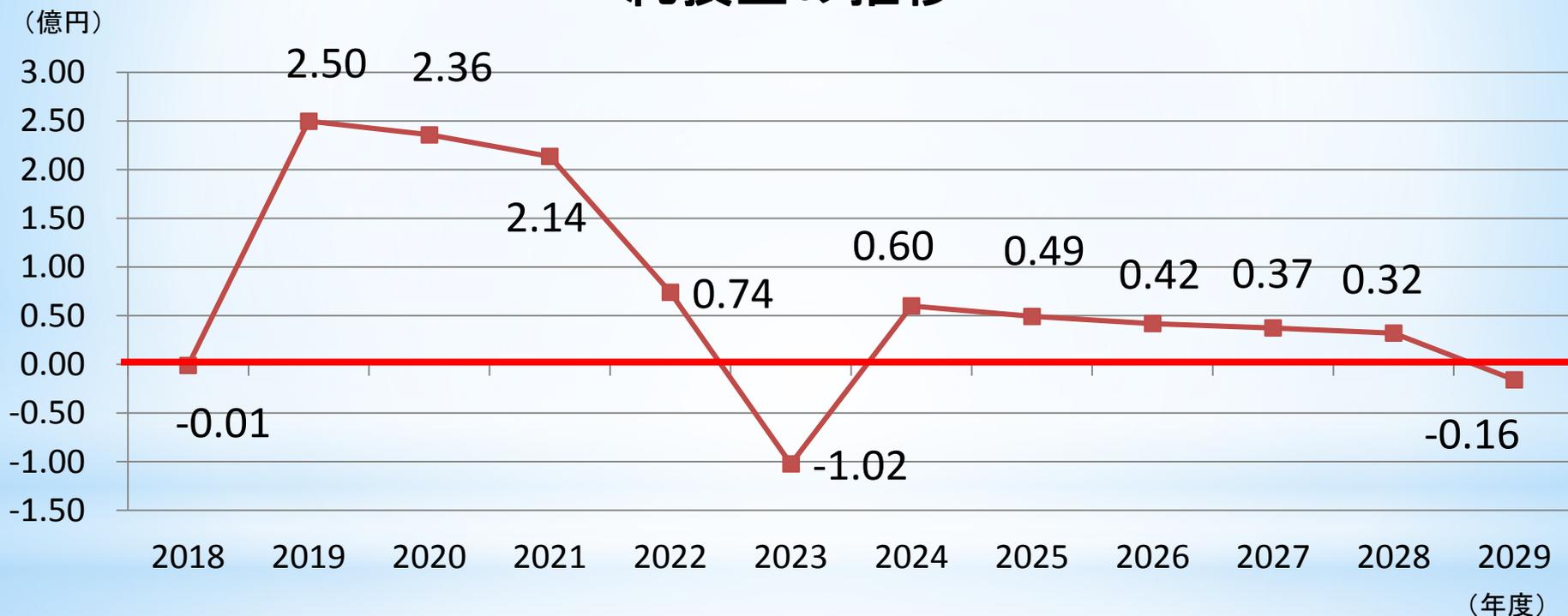


料金改定率を算出すると、27.74%

料金改定率の設定について③

【料金改定率27.74%】

純損益の推移



【理由】

- ・純利益は、2023年度及び2029年度を除き確保

料金改定率の設定について④

補てん財源残高の推移



【理由】

- ・補てん財源残高は2023年度には2016年度並みの金額を確保

中長期的には健全経営に向かう

料金改定率27.74%の場合①

【現行・改定料金表】

(税抜)

用途	料金区分	水量	現行料金	改定料金	差引
家事用	基本料金 (1月につき)	5m ³	1,150 (円)	1,469 (円)	319 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	6m ³ ~10m ³	151 (円)	192 (円)	41 (円)
		11m ³ ~25m ³	177 (円)	226 (円)	49 (円)
		26m ³ ~	208 (円)	265 (円)	57 (円)
家事用以外	基本料金 (1月につき)	10m ³	3,000 (円)	3,832 (円)	832 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~30m ³	186 (円)	237 (円)	51 (円)
		31m ³ ~50m ³	210 (円)	268 (円)	58 (円)
		51m ³ ~100m ³	255 (円)	325 (円)	70 (円)
		101m ³ ~500m ³	283 (円)	361 (円)	78 (円)
		501m ³ ~1,000m ³	286 (円)	365 (円)	79 (円)
		1,001m ³ ~	288 (円)	367 (円)	79 (円)

料金改定率27.74%の場合②

【水量毎の改定影響額】

改定率 27.74%	水量	現行料金	改定料金	差額
家事用 (1か月分: 税込)	5m ³	1,242(円)	1,586(円)	344(円)
	10m ³	2,057(円)	2,628(円)	571(円)
	15m ³	3,013(円)	3,843(円)	830(円)
	20m ³	3,969(円)	5,064(円)	1,095(円)
	25m ³	4,924(円)	6,284(円)	1,360(円)
	30m ³	6,048(円)	7,715(円)	1,667(円)
	35m ³	7,171(円)	9,146(円)	1,975(円)
	40m ³	8,294(円)	10,577(円)	2,283(円)

【改定による年間影響額】

5m³では、12か月で 4,128円

10m³では、12か月で 6,852円

20m³では、12か月で13,140円



20%を超える料金改定

負担が非常に大きい

今改定期の料金改定率について

【現時点における当市の考え方】

2019年度から2022年度までの4年間の事業運営に**最低限必要な補てん財源残高(2億5千万円)**を**毎年度確保**できる改定率**19.49%**としたい。

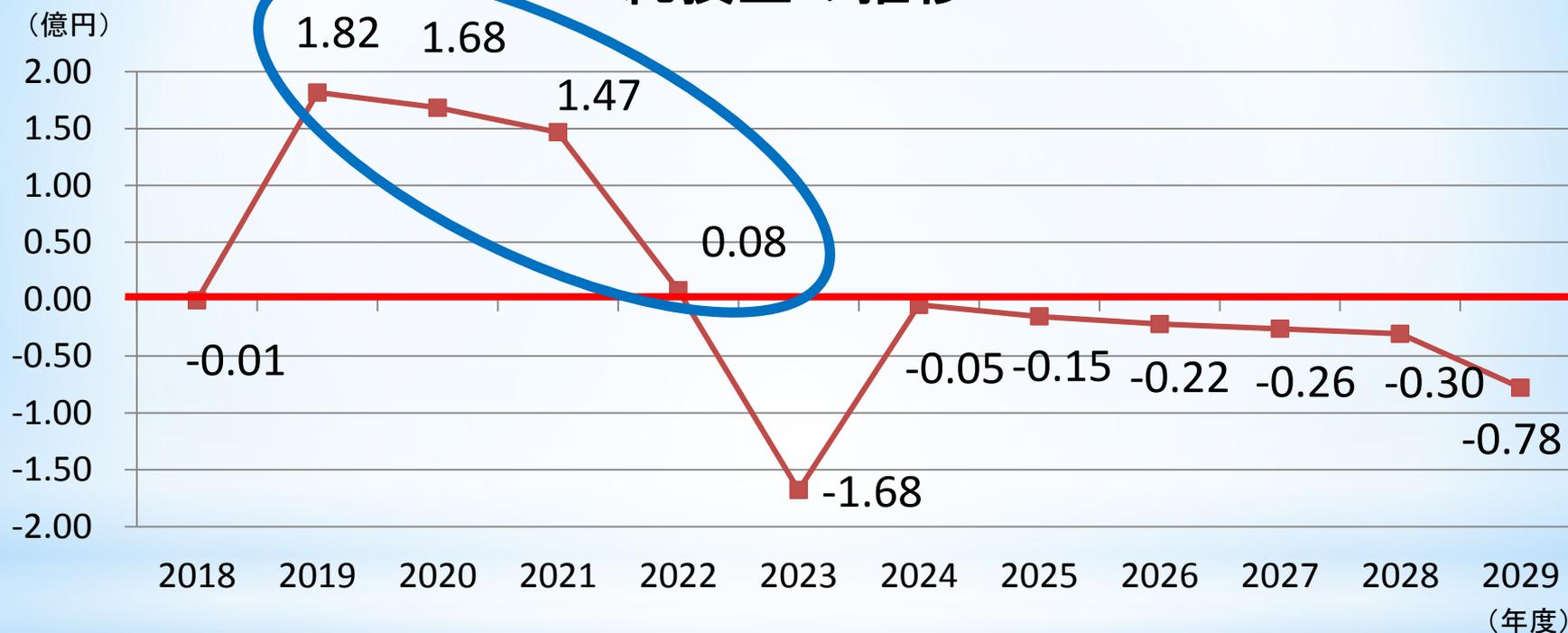


【補てん財源2億5千万円の根拠】

- (1) 過去の建設改良費に対する補てん財源残高により算出
- (2) 現金現在高の推移より算出

料金改定率19.49%場合①

純損益の推移



【理由】

- ・純利益は、**2022年度までは確保できる**が、2023年度以降は確保できない。

料金改定率19.49%の場合②

補てん財源残高の推移



【理由】

- ・補てん財源残高は、**2022年度まで2億5千万円確保できるが、2023年度以降は確保できない**

料金改定率19.49%の場合③

【水道事業会計の今後の状況】

2019年度から2022年度までの4年間は、

純利益も補てん財源残高も確保できる

しかし、2023年度以降は、

純利益も補てん財源残高も確保できない

このことから、本改定率は、あくまでも

- **4年間の事業運営をするための改定率**
- **次期改定期には、再度料金改定の検討が必要である。**

料金改定率19.49%の場合④

【現行・改定料金表】

(税抜)

用途	料金区分	水量	現行料金	改定料金	差引
家事用	基本料金 (1月につき)	5m ³	1,150 (円)	1,374 (円)	224 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	6m ³ ~10m ³	151 (円)	180 (円)	29 (円)
		11m ³ ~25m ³	177 (円)	211 (円)	34 (円)
		26m ³ ~	208 (円)	248 (円)	40 (円)
家事用以外	基本料金 (1月につき)	10m ³	3,000 (円)	3,584 (円)	584 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~30m ³	186 (円)	222 (円)	36 (円)
		31m ³ ~50m ³	210 (円)	250 (円)	40 (円)
		51m ³ ~100m ³	255 (円)	304 (円)	49 (円)
		101m ³ ~500m ³	283 (円)	338 (円)	55 (円)
		501m ³ ~1,000m ³	286 (円)	341 (円)	55 (円)
		1,001m ³ ~	288 (円)	344 (円)	56 (円)

料金改定率19.49%の場合⑤

【水量毎の改定影響額】

改定率 19.49%	水量	現行料金	改定料金	差額
家事用 (1か月分: 税込)	5m ³	1,242(円)	1,483(円)	241(円)
	10m ³	2,057(円)	2,455(円)	398(円)
	15m ³	3,013(円)	3,595(円)	582(円)
	20m ³	3,969(円)	4,734(円)	765(円)
	25m ³	4,924(円)	5,874(円)	950(円)
	30m ³	6,048(円)	7,213(円)	1,165(円)
	35m ³	7,171(円)	8,552(円)	1,381(円)
	40m ³	8,294(円)	9,891(円)	1,597(円)

【改定による年間影響額】

5m³では、12か月で 2,892円

10m³では、12か月で 4,776円

20m³では、12か月で 9,180円

水道使用量等お知らせの見方(2か月分)

現行料金

改定料金(案)

水道使用量等のお知らせ

水栓番号 ○○○○-○○ 検針日 3月15日
用途 家事用 検針順路
登別市○○町△丁目□□番地▽
水道 太郎 様

今回使用水量

使用期間	29年度2,3月使用分	520	m ³
今回指針		500	m ³
前回指針		500	m ³
旧メーター水量(+)		0	m ³
使用水量		20	m ³

前回使用水量 20 m³
口座振替をご利用の方は4月23日に口座より振替させていただきます。

請求予定金額

水道料金	4,114	円
下水道使用料	4,124	円
合計金額	8,238	円

上記の金額には消費税が含まれています。

通信欄

口座振替済通知

29年度12,1月分振替日30年2月23日
水量 20 (m³)
水道料金 4,114 円
下水道使用料 4,124 円
振替済額 8,238 円

上記の金額を口座振替により領収しました。

登別市長

・本原により納入はできません。また、集金することはありません。
・裏面もご確認ください。

今回改定部分

水道使用量等のお知らせ

水栓番号 ○○○○-○○ 検針日 3月15日
用途 家事用 検針順路
登別市○○町△丁目□□番地▽
水道 太郎 様

今回使用水量

使用期間	29年度2,3月使用分	520	m ³
今回指針		500	m ³
前回指針		500	m ³
旧メーター水量(+)		0	m ³
使用水量		20	m ³

前回使用水量 20 m³
口座振替をご利用の方は4月23日に口座より振替させていただきます。

請求予定金額

水道料金	4,910	円
下水道使用料	4,124	円
合計金額	9,034	円

上記の金額には消費税が含まれています。

通信欄

口座振替済通知

29年度12,1月分振替日30年2月23日
水量 20 (m³)
水道料金 4,910 円
下水道使用料 4,124 円
振替済額 9,034 円

上記の金額を口座振替により領収しました。

登別市長

・本原により納入はできません。また、集金することはありません。
・裏面もご確認ください。

水道料金改定に関する概要

【改定後の料金表】

(税抜)

用途	料金区分	水量	改定料金
家事用	基本料金 (1月につき)	5m ³	1,374 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	6m ³ ~10m ³	180 (円)
		11m ³ ~25m ³	211 (円)
		26m ³ ~	248 (円)
家事用以外	基本料金 (1月につき)	10m ³	3,584 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~30m ³	222 (円)
		31m ³ ~50m ³	250 (円)
		51m ³ ~100m ³	304 (円)
		101m ³ ~500m ³	338 (円)
		501m ³ ~1,000m ³	341 (円)
		1,001m ³ ~	344 (円)

改定時期 2019年4月1日

改定率 19.49%

公衆浴場用、臨時用及び
消防用は改定なし

水道料金改定までの今後の流れ

【審議会日程】

第1回審議会 平成30年3月28日
(委員の委嘱及び諮問)

第2回審議会 平成30年4月27日予定
(諮問案件の審議)

第3回審議会 平成30年5月
(答申案の審議及び答申)

【市民への情報提供】

各審議会終了後に、広報のぼり
べつ及びホームページにて情報
提供

【議会への情報提供】

各審議会終了後に、観光・経済
委員会にて情報提供



平成30年第3回定例会(9月議会)へ条例改正(案)提出予定



平成31年4月1日料金改定(予定)